

お茶の水女子大学英文学会規約

2015年11月14日本会総会にて承認

第1章 総則

第1条 本会はお茶の水女子大学英文学会（The English Society of Ochanomizu University）と称する。

第2条 本会は、事務局をお茶の水女子大学文教育学部英文研究室内におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、英語圏の言語・文学・文化、および関連諸分野の研究を行い、また会員による同分野の研究等を支援することを目的とする。あわせて、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に事業を行う。

- (1) 年次大会
- (2) 『研究年報』、その他の刊行物の発行（電子出版を含む）
- (3) その他必要と認められる事業

第3章 会員および会費

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) お茶の水女子大学文教育学部言語文化学科英語圏言語文化コースを主専攻とする学生。
- (2) お茶の水女子大学大学院博士前期課程において英語圏言語文化学（略称「英文」）を主専攻とする院生。
- (3) お茶の水女子大学大学院博士後期課程において、英語圏言語文化学またはその関連領域の研究を行う院生。
- (4) お茶の水女子大学文教育学部言語文化学科英語圏言語文化コース、同大学院博士前期課程・博士後期課程、およびその前身学科コース・課程の卒業生・修了生、およびかつて在籍した者のうち、本会員たることを希望する者。
- (5) お茶の水女子大学・同大学院英文専任教員。
- (6) お茶の水女子大学・同大学院の常勤・非常勤の教職員のうち、本会員たることを希望する者。
- (7) お茶の水女子大学・同大学院元英文専任教員および元常勤・非常教職員のうち、本会員たることを希望する者。
- (8) その他、本規約の趣旨に賛同して入会を希望し会長が承認した者。

第6条 本会の会員資格を以下のように定める。

- (1) 本会の会員は、次のいずれかの年会費〔または終身会費〕を納入するものとする。なお、会費には当該年度の年次大会参加費が含まれる。

本学学部学生	500円	〔学部卒業時まで有効；終身会費 20,000円〕
本学卒業生（本学大学院に在籍歴のある者を除く）	500円	〔終身会費 20,000円〕
本学大学院生・同元大学院生（中退を含む）	1,000円	〔終身会費 30,000円〕
上記以外の会員	2,000円	〔終身会費 30,000円〕

また本会への寄付の総額が30,000円に達した会員は、終身会員の資格を得、以後会費納入を必要としない。

- (2) 会費の未納入期間が2年を経た段階で、会員資格を失う。ただし、再び納入がなされれば、会員資格を再取得できる。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

会長1名 監事1名 委員若干名

第8条 1. 会長は、本学英文専任教員1名をもってこれにあてる。

2. 監事および委員は会員中より会長がこれを委嘱する。

3. 委員には、英文アカデミック・アシスタントまたは教務補佐員に相当する者1名および大学院生1名を含むものとする。

4. 新役員は、就任後1年以内に開催される総会で会員の承認を得るものとする。

第9条 1. 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2. 会長が欠けるときは、本学英文専任教員1名がその職務を代行する。

第10条 役員は、任期は、1年とする。ただし重任を妨げない。

第5章 総会

第11条 総会においては重要事項の報告および決定を行う。

第12条 総会は、原則として毎年1回これを開き、会長がこれを招集する。会長が必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

第13条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

第6章 委員会

第14条 委員会は会長、監事、委員をもって構成する。

第15条 委員会は、会長が招集しその議長となる。

第16条 次の事項は、委員会において審議・決定する。

- (1) 総会に提出する議題
- (2) 会務に関する重要事項
- (3) 事業報告および収支決算、事業計画および収支予算
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第17条 委員会の議事は、出席議員の過半数をもって決する。

第7章 年次大会

第18条 年次大会は、毎年1回、総会と同日に開催する。

第19条 年次大会運営のために年次大会運営委員会をおく。年次大会については別に内規を設ける。

第20条 年次大会参加費は500円とする。年次大会については別に内規を設ける。

第8章 研究年報

第21条 研究年報 *Journal of the Ochanomizu University English Society* は、毎年1回、これを発行する（電子出版を含む）。研究年報については、別に内規および投稿規定を設ける。

第9章 会計

第22条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他をもってこれにあてる。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第24条 本会の予算は、委員会の承認を経た後、会員に報告する。

第25条 本会の決算は、監事の監査を経て委員会の承認を経た後、会員に報告する。

第10章 規約の変更

第26条 この規約の変更は、委員会において出席議員の3分の2以上の賛同による決議を経たうえ総会において出席会員の過半数の承認を経なければならない。

付記

その1 本会から会員への諸連絡は、通常の場合、Eメールおよびお茶の水女子大学英文研究室ホームページにリンクされた本会ホームページを用いて行います。

その2 会費および寄付金（1口2,000円）は、当該年度の6月末日までに指定の銀行口座に振り込むものとする。ただし在学生等は本会事務局（英文研究室内）に直接現金で支払ってもよい。事務手続きを簡略化するため、会費は、できましたら5年分または10年分纏めてお振り込みくださいますようお願いいたします。

■会費・寄付金振り込み先銀行口座

りそな銀行 茗荷谷支店 普通口座 1450191

口座名：お茶の水女子大学英文学会

※お振り込みの際して、会費・寄付の別がわかるよう、振り込み人氏名の後に「・カイヒ」または「・キフ」と付け加えてください。ご記入がない場合はすべて会費として処理させていただきます。

(例) お茶花子氏の会費振り込みの場合：オチャハナコ・カイヒ

※なお、とくにご請求がない限り領収書をお送りいたしませんので、振り込み時の控えをご保存くださいますようお願いいたします。

その3 本会事務局連絡先

Eメール eibungakkai@cc.ocha.ac.jp

電話/FAX 03-5978-5230（英文研究室代表番号）

その4 入会申し込み方法

本会へ入会を希望する場合は、以下の項目を明記の上、Eメールまたは書面にて本会事務局（前項参照）までお申し出ください。

芳名（ヨミガナ）、Eメール・アドレス、ご住所、連絡先電話番号、現在の勤務先・職業等、（本学同窓生の場合）卒業・修了・退学の年度、その他（専門分野、お茶の水女子大学英文科〔通称〕とのご関係など）